

法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告書用紙の 送付停止について(お知らせ)

大分県では、資源の有効活用及び法人情報管理の観点から、下記のとおり、法人県民税・事業税、地方法人特別税の申告書用紙の送付を停止し、納付書のみを送付に切り替えることとしますので、ご協力をお願いいたします。

1 対象法人

- (1) 電子申告（e L T A X）を利用している法人
- (2) 上記（1）以外で、当県が送付する申告書用紙を利用していない法人

注：当県が送付する申告書用紙にて申告している法人に対しては、従来どおりの申告書用紙を送付します。

2 実施時期

- (1) 電子申告を利用している法人・・・平成 23 年 10 月以降送付分から実施します。
※対象事業年度・・・予定申告書：平成 24 年 3 月期以降
確定申告書：平成 23 年 9 月期以降
- (2) 上記（1）以外の法人・・・平成 24 年 4 月以降送付分から実施します。
※対象事業年度・・・予定申告書：平成 24 年 9 月期以降
確定申告書：平成 24 年 3 月期以降

3 内 容

- (1) 切替後の送付物について
従来と同時期（申告期限の前月）に納付書を定形郵便にて送付します。
また、税率表、注意事項その他のお知らせ事項については、納付書に同封します。
※申告書別表、記載の手引きについては送付を省略します。
- (2) 「既に納付の確定した当期分の税額」の記載について
確定申告書に記載すべき「既に納付の確定した当期分の税額」欄の金額は、送付する納付書の余白に記載します。
- (3) 予定申告に係る税額の記載について
予定申告に係る税額は、送付する納付書の各割ごとの金額欄に記載します。
- (4) 申告書の送付を希望する場合
上記 1 に該当する法人で、従来どおり申告書の送付を希望される場合は、所管の県税事務所へご連絡ください。
※予定申告、確定申告それぞれごとの対応が可能です。